

第2編 議会・監査

第1章 議会

岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数を定める条例

平成18年4月21日 条例第3号

岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。